名称

第 １ 条　本会の名称は、「パソボラさーくる虹」とする。

目的

第 ２ 条　本会は、パソコンの指導を通じ、視覚障がい者の情報バリアフリーを支援すると共に、社会参加と自立の促進に寄与することを目的とする。

事務所

第 ３ 条　本会の活動拠点は、福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）内の　ボランティアセンターに置く。

組織

第 ４ 条　本会は、一般会員、賛助会員及び特別会員で組織する。

第 ５ 条　一般会員とは、支援活動を行う者（サポーター会員）と支援を受ける者（ユーザー会員）をいう。

第 ６ 条　賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し資金面で支援する者をいう。

第 ７ 条　特別会員とは、第５条、第６条に該当しないが役員会で認めた者を言う。

第 ８ 条　入会又は退会を希望する者は、代表に申し出るものとする。

活動

第 ９ 条　第 ２ 条の目的を達成するために次の活動を行う。

１　定期的な研修会を開催し、会員の技術向上を図る。

２　ユーザー会員の自宅を訪問し、直接指導を行う。

　　但し、適当な距離範囲に訪問サポーターがいないなど、特段の事情がある場合は直接指導を行えない

　　こともある。尚、訪問サポーターとは、サポーター会員と、公募して登録したユーザー会員をいう。

３　メーリングリストの運用・活用を通じて会員間の相互理解、意思疎通、技術向上、親睦を図る。

４　ホームページを利用して会内外への情報提供と広報活動を行う。

５　その他役員会が必要と認めた活動を行う。

役員及び任務

第１０条　本会に次の役員を置く。

　但し、兼任・欠員も妨げない。代表以外は各部複数名を可とし、うち１名を正、他を副とする。

１　代表　　１名（本会を代表し、総括し、かつ会議を招集する）

２　副代表 (代表を補佐する）

３　総務部

　　（役員会及び総会開催準備、諸記録の作成・管理、事務全般を通じて他の役員の活動を補佐する。）

４　財務部 （財務・会計を担当する）

５　サポート・コーディネート部

　　（訪問・電話・メールサポートの受付・コーディネートおよび報告の管理を担当する）

６　研修部

　　（ユーザーおよびサポーター研修関連事項を担当すると共に研修に必要な機材の管理を行う。）

７　YY倶楽部

　　（入会希望者、会員への諸対応、同行介助、交流・親睦関連事項を担当する。）

８　IT部

　　（ホームページ・メーリングリストの運用・管理、パソコンの整備、ソフト開発を担当する。）

９　資料・教材部（諸資料の作成、管理を担当する。）

協力委員

第１１条　各部は、その役割及び目的を円滑に達成するために必要がある場合には、協力委員を推薦し、役員会に諮った上で委嘱することができるものとし、協力要請を受けた一般会員は、協力するものとする。

第１２条　本会の会計の公正を図るため、会計監査役１名を置く。但し、会計監査役は本会役員以外の者から選任する。

役員等の決定方法

第１３条　本会の役員および会計監査役は役員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。

　役員および会計監査役に欠員ができたときは、役員会においてその補欠者を選任することができる。

補欠者の任期は前任者の残余期間とする。

役員等の任期

第１４条　役員及び会計監査役の任期は１年とし、再任を妨げない。

役員会の責務

第１５条

１　役員会は第１０条に示す役員が出席すると供に責務を負い、原則として毎月１回開催する

２　第１７条に示す決議事項を総会へ提案する

３　会則に定められた任務事項のほか、会務の執行上重要な事項を審議・決定し、本会の運営、執行にあたる

４　役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する

総会

第１６条　定期総会は、原則として毎年１回、５月末日までに開催する。但し、役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

第１７条　総会の決議事項は次の事項とし、出席会員の過半数で決議する。

１　予算及び決算

２　事業計画

３　会則の変更

４　役員および会計監査役の承認

５　その他

会費

第１８条　一般会員は、本会の活動諸経費に充てるため、会費を納入するものとする。なお、会費の額等については次の規定によるものとする。

１　会費の額は、予算に関連して総会で決定した額とし、運用規程に記載する。

２　中途退会者には、会費を返還しない。

事業年度

第１９条　本会の事業年度は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

サポート活動に関わる経費

第２０条　ユーザー会員は、訪問サポーターが自宅を訪問し、直接指導などの支援を受けた場合には、交通費を支払うものとする。額等については役員会で決定する。

補則

第２１条　この会則に該当しない事案や緊急止むを得ない事案については、その都度役員会で決定し、次回の総会で報告する。

適用

第２２条 この会則は、2013年5月26日から適用する。

参考（本会則の改定記録）

初回設定：1999年

第一回改定：2000年

第二回改定：2001年

第三回改定：2002年

第四回改定：2003年

第五回改定：2004年

第六回改定：2005年

第七回改定：2006年

第八回改定：2007年

第九回改定：2011年

第十回改定：2013年